

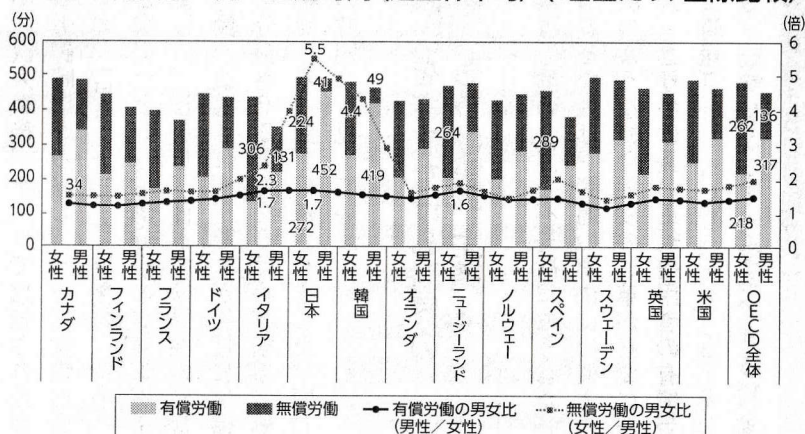
家事労働の分担と女性のはたらく自由・権利

家事労働が大きく女性にしか寄せられています。

女性の経済的自立の自由と権利が圧迫され、男性の能力の発達も一面的になっているということです。こうした問題の現状と是正の展望を、社会と人の発達という角度から考えてみます。

本来ならLGBTQのみなさんの場合も論ずるべきですが、必要なデータが見当たりません。パートナー、家族をめぐるデータづくりにあたり、性を男と女のみに分類する古い考え方を乗り越えるには、もう少し時間がかかるようです。以下では対象を「男女」に限定します。ジェンダー平等のそもそもの論については、22ページの「最新の科学の下でのジェンダー平等」をお読みください。

図表1 男女別に見た生活時間(週全体平均)(1日当たり、国際比較)



(備考) 1. OECD Balancing paid work, unpaid work and leisure (2020) をもとに、内閣府男女共同参画局にて作成。
2. 有償労働は、「paid work or study」に該当する生活時間。無償労働は「unpaid work」に該当する生活時間。
「有償労働」は、「有償労働(すべての仕事)」、「通勤・通学」、「授業や講義・学校での活動等」、「調査・宿題」、「求職活動」、「その他の有償労働・学問関連活動」の時間の合計。
「無償労働」は、「日常の家事」、「買い物」、「世帯員のケア」、「非世帯員のケア」、「ボランティア活動」、「家事関連活動のための移動」、「その他の無償労働」の時間の合計。
3. 調査は、2009年～2018年の間に実施している。
[出所] 内閣府「男女共同参画白書・令和2年版」[コラム1 生活時間の国際比較]より。
http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r02/zentai/hmtl/zuhyo01-c01-01.html

日本女性の家事時間は、男性のなんと5・5倍



いしかわ やすひろ
石川 康宏
(神戸女学院大学名誉教授)

日本社会での家事労働分担の実際を確かめるところから始めます。図表1はOECDのデータを内閣府の「男女共同参画白書「令和2年版」」がまとめたもので、男女の「有償労働」時間と「無償労働」時間を国際比較したものです。有償・無償の定義については、図表下の備考欄を見てください。対象年齢が15～64歳なので有償労働には学業にかかわる時間がふくまれています。しかし、無償労働の方は、いわゆる家事労働とほとんど同じと考えていいでしょう。

これらの比較を行って『白書』は日本の特徴を次のようにまとめています。

①「以前は短かった女性の有償労働時間が伸び、男性も女性も有償労働時間が長い、特に男性の有償労働時間は極端に長い」。

②「無償労働が女性に偏るという傾向が極端に強い」。

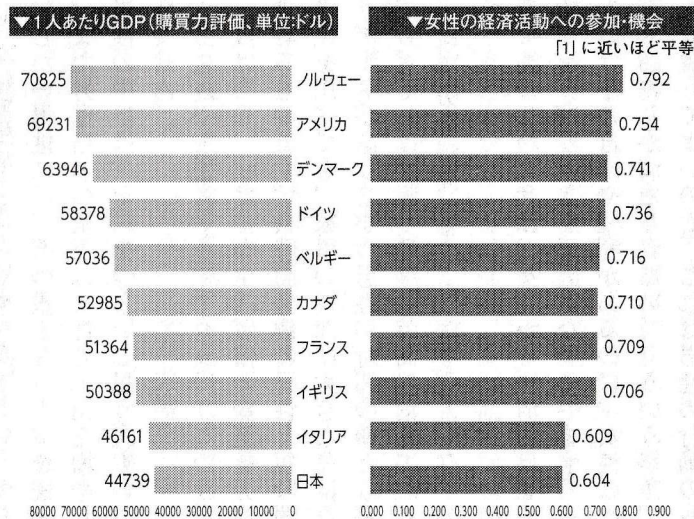
③「男女とも有償・無償を合わせた総労働時間が長く、時間的にはすでに限界まで『労働』している」。

労働の密度や賃金の高低、雇用の形態など、有償労働の労働条件を比較できない限界はありますが、このデータの範囲ではおおよその確な特徴づけだと思えます。

際立っているのは、日本の女性が男性の5・5倍もの無償労働(家事労働)を行っているという数字です。OECD各国の平均は、女性が男性の2倍程度ですから、これは飛び抜けて大きな格差です。

少し補足すれば、有償・無償を合計した総労働時間で日本女性は日本男性より長くなり、睡眠や食事の時間は各国女性の中で最も短くなっています。日本の女性は、たいへんな長時間労働を行っている

図表2 女性参加が進めば経済は活性化する



【出所】WEF [Global Gender Gap Report 2021] 女性の経済参加データとIMFのGDPデータ(2021年)にもとづき井上伸氏(国公労連)作成。

②そのため男性労働力の維持(食事の世話など)や次世代の労働力の育成(子育て)などの「家事」はもっぱら女性にやらせる

③その上で、いつでも解雇できる便利な低賃金労働者として女性を活用する(実際にもコロナ禍で非正規の女性が大量解雇され、自殺が急増させられました)などです。

家事労働の分担の不均衡にこうした社会的な背景があるとすれば、問題の解決には個人の努力とともに次のような社会制度の改革が必要になります。

A・とりわけ長い正規雇用者の有償労働時間の短縮(時短)

B・残業しなくても生活できる賃金水準の実現(最低賃金1500円から)

C・雇用形態に左右されない同一労働への均等待遇

第二次大戦後、グラフで比較された多くの国では有償労働時間が短縮し、他方で女性の労働力率が上がって、「男は仕事、女は家庭」から「男も女も仕事と家庭」という労働分担のジェンダー平等が進みました。しかし、日本では男性の異常な長時間有償労働が改善されず、それが男性に無償(家事)労働を分担させる条件をせよ、家事労働を女性に押し寄せる社会を継続させました。同じ傾向が隣りの韓国にも見えています。

解決をさまたげる財界の もうけ第一主義

遇

D・採用・賃金・昇進から退職までの雇用における性差別の撤廃、などです。

そして、それに加えて、

E・家事労働により積極的に取り組むための意識改革が男性には必要です。

労働者の時短や賃上げの実現は、コンビニ、スーパーとともにその買い物先となっている小売店など自営業者の営業(労働)時間を縮めることにもつながります。

じつは先の『白書』も、各国でもっとも有償労働時間が長い日本男性には時短が必要で、それによる収入減を避けるには男女ともに時間あたりの収入をふやす必要があるとしています。しかし、そのために政府が何をするかについてはまるで方針が示されません。急に他人事のような文章にかわっています。

この論理の腰くだけの背後にあるのは、日本経団連はじめ財界団体が政府に行っている次のような要望です。

①男性を中心とした世界一の長時間(しかも過密・低賃金)労働の継続

労働者として女性を活用する(実際にもコロナ禍で非正規の女性が大量解雇され、自殺が急増させられました)などです。

日本経団連は1500人ほどの大企業経営者が集まった運動団体ですが、かれらは要望とともに自民党などに企業・団体献金を渡しています。カネで政治を買っており、財界と財界いいなりの自民党政治が、家事労働の公正な分担にとっても大きな障害となっっています。

ちなみに図表2を見ればわかるように、女性の労働参加率が高い国ほど経済の効率も良くなっています。財界の時代遅れの考え方は、日本経済そのものの活力も奪っています。

自由と権利の平等へ、 男性の理解の深まりも必要

先のA〜Eをあらためて見てください。A〜Cは、男性にも女性にも同じく労働や生活の改善をもたらしものとなっています。

しかし、Dは社会や家庭での男性の「優位」を覆すものとなっています。女性の賃金の上昇は、

「誰のおかげで生活できているんだ」というセリフを口にした男性には、その重要なカードを失わせます。また昇進格差の是正は女性の上司を増やします。男性の中には、それをつらいと思う人もいるかも知れません。

さらにEは、「家事は女がするもの」という考えから抜け出し、リアルな生活習慣の変更を男性たちに求めるものです。長時間労働の男性と短時間労働の男性を比べても、家事の時間に大きな差はないというデータがあります。男性に時間のゆとりが生まれても、それは睡眠と趣味の時間に消えており、女性の家事労働時間はまったく減っていないのです。

家事労働のしわよせは、女性から経済的自立の自由や権利をうばう大きな要因になっています。多くの男性にはその自由や権利があるのに、女性にはそれが部分的にしか満たされない。そういう格差、不平等を放置してよいのか。これは男性の行動の変化なしには解決しない問題です。それは「離婚したいのに別れられない」「DVにも耐えるしかない」といった女性たちの特別に深刻な苦難の是正にも直結します。

の発展によってでした。封建制の時代には、多くが農業などの第一次産業で、家族みんなどとはたらきました。家は生活の場と同時に仕事の場（職場）でもあり、仕事から切り離された「女は家庭」はありませんでした。しかし資本主義による工業の発展が、家が職場でない家庭を都市に生みだします。資本家に雇われ、工場へ通勤し、家ではもっぱら休息をとる労働者家庭が広まります。豊かな資本家も職場に通勤します。こうした変化の中で、資本家や政治家など富裕層から「男は仕事、女は家庭」の19世紀型近代家族が生まれました。執事や女中など何人もの召使をつかって家政を指揮する「奥様」（専業主婦）も誕生します。それは当時のお金持ちの象徴でした。

20世紀に入ると、労働者運動の発展による一定の生活向上により、労働者の中にも「男は仕事、女は家庭」の家族が生まれてきます。ただし、こちらの家に召使はおらず、「奥様」は家事労働を一手に引き受けねばなりません（20世紀型近代家族）。

しかし、その後、第二次世界大戦による軍需産業への女性の動員、1960年代の高度成長による労

労働時間の短縮と並行すれば、生活習慣の変更は男性にとって必ずしも大変なことではありません。反対に女性の経済的自立は家族のくらしを豊かにしますし、男性には「仕事人間」のせまさをこえて、家族の健康や団欒、子どもの発達を支える新しい力が養われます。そうして互いの能力を伸ばしたパートナー同士の関係にも一段の成熟が生まれ、その下でくらす子どもの育ちにもプラスの影響が及ぶでしょう。

人は生まれながらにして平等で、誰もが等しい人権をもつ。17、18世紀以降、人間社会はこの理想の実現に向け、社会的な身分、経済的な階級や階層、人種や民族、思想や宗教などとともに、性による差別や格差の是正に取り組んできました。ブルジョア革命はその大きな転機となるものでした。家事労働の公正な分担による女性の自由と権利の拡充は、こうした社会発展の重要な内容をなすものです。

「男は仕事、女は家庭」の歴史をふりかえれば

「男は仕事、女は家庭」が広まるのは、資本主義

働力不足が、女性を職場に引き出します。特に北欧では、そのために男女共通の労働時間の短縮と、育児や介護など社会保障の拡充が行われました。また「はたらきたい」「女性にも社会に活躍の場を」というフェミニズムの考え方と運動の新しい高まりもありました。こうして世界史は「男も女も仕事と家庭」へと進み始めたのでした。

ジェンダーギャップ指数世界116位の日本では、先にもふれた「男は超長時間労働、結婚したら女は家庭」「育児も介護も女におしつけ」という財界の要望や、それに応える自民党政治によって、またそれに対応した社会的な意識の形成によって、ヨーロッパの先進諸国とは大きな落差が生まれています。しかし、これは決して取りもどすことのできない宿命ではありません。ジェンダー平等社会のビジョンをしっかりとかけ、その実現に必要な施策を実行する政治をつくっていく。そうした努力の積み重ねは、日本社会にも確実に変化を生みだします。その取り組みと変化の実現は、個人と家族、社会と経済を一段と豊かに発展させるものとなるでしょう。